

信用保証料助成金交付要綱

平成23年4月1日制定
公益社団法人宮城県トラック協会

(目的)

第1条 公益社団法人宮城県トラック協会(以下「宮ト協」という)は、宮城県内に本社を有する貨物自動車運送事業者が、国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」)等の認定を受けた融資に係る信用保証協会保証料(以下「保証料」という)を支払った場合、その費用の一部を助成することにより、経営の安定に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、セーフティネット保証に係る保証料を支払った貨物自動車運送事業者(宮ト協会員以外の事業者にあっては、安全性優良事業所を有し、適正化事業実施機関による巡回指導の評価が「A」であり、かつ理事会の承認を受けた事業者に限る)(以下「事業者」という)とする。

(助成対象保証料)

第3条 助成対象となる保証料は、次に示すものとする。

- (1) 国が定めるセーフティネット保証(中小企業信用保険法第2条第5項第1号～8号及び同条第6項「危機関連保証」)の認定を受けた融資に係る保証料
- (2) 国が定める「災害関係保証」(「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第12条」)及び「東日本大震災復興緊急保証」(「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第128条」)の認定を受けた融資に係る保証料
- (3) 原油・原材料価格の変動、景況悪化又は東日本大震災に伴う資金繰り支援等を目的とした宮城県等が定めるセーフティネット制度融資に係る保証料

(助成金額)

第4条 助成金額は、事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために実際に支払った保証料の額とする。

保証料(事業者が支払った「お客様負担額」)が10万円までは全額助成とし、保証料が10万円を超える時は、超える額の2分の1に10万円を加算した額とする。ただし、1事業者20万円を限度とする。

なお、「災害関係保証」又は「東日本大震災復興緊急保証」の認定を受けた融資の場合は、1事業者40万円を限度とする(同様に保証料10万円を超える額の2分の1に10万円を加算した額が助成金額)。

(実績の報告及び助成金交付の請求)

第5条 事業者は、受付期間中の借り入れについて同期間中に保証料を支払った場合、様式1「信用保証料助成事業実績報告書(助成金交付請求書)」により実績の報告及び助成金交付の請求をする。【実績報告】受付期間は、令和5年4月1日から令和6年2月29日まで(予算額に達した場合はその時点で受付終了)とする。

(助成金の交付)

第6条 宮ト協は、前条による助成金交付の請求があった場合、速やかにその内容を審査し、条件に適合すると認めた時は、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第7条 宮ト協は、事業者がこの要綱その他宮ト協が定める事項に違反した時、又は虚偽その他不正な手段により助成金交付を受けた時は、既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- 2 前項の規定により返還を命じられた事業者については、宮ト協が行う助成事業の全てに係る申請は、原則として、当分の間、これを受付又は交付決定を行わないものとする。
- 3 助成金交付を受けた事業者は、融資の繰上償還を行う等で保証料の返還を受けた場合は、その日から14日以内に様式2「信用保証料助成金返還届出書」により宮ト協にその旨を申告し、保証料返還に応じた相当額の

助成金の返還を行わなければならない。

(報告の義務)

第8条 助成金交付を受けた事業者は、宮ト協からの求めがあつた場合(調査等)、所定の報告を行わなければならぬ。

(その他の必要な事項)

第9条 この要綱に定めるものの他、助成金交付に関するその他の必要な事項は、宮ト協が別にこれを定める。

附 則 本要綱は令和5年4月1日から施行する。